

令和7年4月

保護者の皆様

桜井市立織田小学校
校長 宮迫 隆一

地震発生時の対応について（お知らせ）

平素は本校教育活動に何かとご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、今後の地震発生時の児童の安全を確保するため、桜井市教育委員会から地震発生時の対応について（通知）を受け、桜井市で震度5弱以上の地震が発生した場合、下記のとおりに対応いたしますので、ご協力をお願いいたします。

記

1. 在宅時（登校前）に発生した場合

○学校からの指示があるまで「臨時休業」とします。登校させないでください。

○登校日前日の休日に発生した場合は次の登校日は「臨時休業」とします。

※翌日からの登校については、緊急連絡用メールなどで、学校から連絡いたします。必ず学校からの連絡を受けてから登校してください。

2. 在校時に発生した場合

○すべての教育活動を中止し、児童を安全な場所に避難させます。

○児童は学校で待機し、原則として「緊急時児童引渡しカード」などにしたがい、保護者への引き渡しをおこないますので、児童を学校まで迎えに来てください。

○保護者の方が迎えに来られるまで、児童は学校に待機させます。

3. 登下校時に発生した場合

○安全な場所に一時避難し、学校もしくは自宅に近いほうに避難させてください。

○保護者の方は、登下校中（通学路）の児童を確認しながら迎えにきてください。

○帰宅した児童については、家庭にいることを学校に連絡してください。

○学校に避難してきた児童は、保護者の方が迎えに来られるまで学校に待機させます。

4. その他

○震度4以下の地震が発生した場合、原則として通常通り授業を行います。ご家庭や通学路などの被害状況により、登校が困難な場合には、学校に連絡をしてください。

○お子様の「保護者への引き渡し」について、緊急連絡用メールの配信や電話連絡ができない状況も考えられますので、保護者の判断により学校に迎えにきてください。また、非常時には道路事情も危険を伴うことが考えられますので、十分ご注意くださいようお願いいたします。

（奈良県教育委員会：平成18年奈良県学校地震防災教育推進プラン参照）

※想定外の被害が発生した場合は、上記の限りではありません。臨機応変な対応をさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。